

## 6.8 適応策導入の課題

適応策を導入する際の課題を明らかにし、今後同様の適応策を実施する地公体や団体、個人などの参考になる様に背景や課題への対応方策について整理する。

モデル地区で導入される適応策のなかでフェンスの緑化、霧噴霧装置について課題の整理を行う。課題の整理は関係機関へのヒアリングにより実施した。各ヒアリング結果は巻末の参考資料とした。

### 1) フェンスの緑化

道路と民有地の境界にあるフェンスをつる性植物によって緑化する場合、プランターをフェンスの道路側に設置する際の留意事項について整理した。

#### (1)道路管理担当者へのヒアリング（枚方市土木部道路管理課）

##### ①民有地にプランターや植木を置く場合

- ・民有地になるので基本的には道路管理者への占用許可申請等は不要。
- ・ただし、道路や側溝の本来の機能を損なわないよう、土砂が流出しないよう留意する必要がある。
- ・特に交差点付近については歩行者や通行車両の視界を遮らないように注意する必要がある。

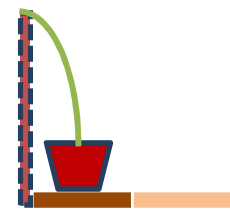
##### ②市道（歩道）上にプランターや植木を置く場合

- ・歩道上に設置する場合は一定の歩道幅員を確保し、その他交通の安全の支障にならない等一定の条件を満たせば可能である。例としては、植樹帯の無い道路の歩道上へプランター等を自治会等、的確な管理能力を有すると認められるものが管理を行うことを条件に設置する場合などが考えられる。公共の利便性を目的とするものなどについては、枚方市道路占用料条例施行規則に基づき、占用料は免除となる。
- ・その他、道路アダプト制度を活用した、既存植樹帯への花木の設置等が考えられる。

#### (2)都市整備担当者へのヒアリング（枚方市都市整備部開発指導室開発調整課）

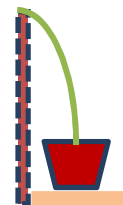
道路上（建築基準法上）にプランター等を置く場合。

- ・4mの道幅を確保する必要がある。
- ・固定するものは好ましくなく、容易に移動・撤去が可能であることが必要である。



民有地 市道

図 6.93 民有地にプランターを置く（イメージ）



市道（歩道）

図 6.94 民有地にプランターを置く（イメージ）

## 2) 霧噴霧装置

霧噴霧装置の整備に際し、以下の点について課題等を整理した。

- ・市道上に設置する際に必要な手続き
- ・市道上の既存の構造物に設置する際に必要な手続き
- ・装置の取り付け工事を行う際の注意点
- ・中高層建物の周辺に構造物を設置する場合消防法上の留意点
- ・下水道料金

### (1)道路管理担当者へのヒアリング（高槻市都市創造部管理課）

#### ①市道上に設置する際に必要な手続き

- ・道路占用許可の届け出が必要で以下の様な書類の提出が必要である。

装置の維持管理計画、緊急時の連絡先、住民の了承を確認するための協議会の議事録等

- ・占有料の減免を受けるためには、適応策の設置に携わっている担当課からのこの事業の公共性を示す文書が有効である。

#### ②市道上の既存の構造物に設置する際に必要な手続き

- ・既存の構造物とは別に道路占用許可の届け出が必要である。
- ・既存の構造物と新しく設置する装置の所有者が異なる時は、既存の構造物の所有者との同意書が必要である。

### (2)警察へのヒアリング（高槻警察署交通課交通規制係）

装置の取り付け工事を行う際の注意点

- ・歩行者を誘導する誘導員を配置させる必要がある
- ・通行を大きく妨げる可能性がある場合は、通行量の少ない夜間に工事を行う必要がある。  
（ただし、音などに配慮する必要がある）
- ・車両通行禁止の道路で、作業車を利用して工事を進める場合は「通行禁止道路通行許可申請書」の提出が必要である。

### (3)消防へのヒアリング（高槻市消防本部予防課予防指導チーム）

中高層建物の周辺に構造物を設置する場合消防法上の留意点

- ・高槻市の条例（開発事業の手続等に関する条例第20条）に抵触する可能性がある。
  - ・消防活動用空地や避難器具（滑り台）の使用を妨げる場所に設置してはいけない。
  - ・市道上の設置物が消火活動に支障が出る場合は破壊する事もある。

### (4)下水道担当者へのヒアリング（高槻市都市創造部下水河川企画課）

下水道料金

- ・霧噴霧装置にのみ利用している分岐していない水道管があれば、メーターを設置する事で下水道料金の減免は可能。
- ・メーターは市の職員が確認する事が可能な場所（一階）に設置する必要がある。

- ・メーターを新規で取りつけるためには、加入料、工事費、手数料（2万円程度）が必要である。

### 3) 課題への対応

#### (1) フェンスの緑化

- ・交通の妨げとならないように適切に固定し、市道上に葉が繁茂しないよう適切な管理を行う。

#### (2) 霧噴霧装置

- ・霧噴霧装置を設置する構造物の所有者の同意を得て道路占用許可の申請を行う。
- ・モデル事業の担当課である産業振興課から副申を提出する事で、道路占用料の減免手続きを行う。
- ・工事の際に通行を妨げる可能性があるため、周辺住民に掲示などで工事の案内を行う。